

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 19 号に掲げる潜水器漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 8 年 8 月 28 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
なまこ潜水器漁業	1 人	定めなし	西共第 31 号、33 号及び 35 号共同漁業権漁場の区域	10 月 1 日から 翌年 4 月 30 日まで	西共第 31 号、33 号及び 35 号共同漁業権の漁業権 者	令和 8 年 8 月 28 日から 令和 8 年 9 月 18 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）日没から日の出までの間は、操業してはならない （２）漁業権漁業を妨げてはならない （３）知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
	1 人		西共第 41 号及び 43 号共同漁業権漁場の区域		西共第 41 号及び 43 号共 同漁業権の漁業権者		
	1 人		西共第 45 号共同漁業権漁場のうち、次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ 3 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱 イ 点アから真方位 288 度 30 分 2,800 メートルの点 ウ 点エから真方位 263 度 30 分 3,100 メートルの点 エ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱		西共第 45 号共同漁業権 の漁業権者		
	1 人		西共第 45 号共同漁業権漁場のうち、次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ 3 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱 イ 点アから真方位 286 度 30 分 2,800 メートルの点 ウ 点エから真方位 295 度 2,200 メートルの点 エ 東津軽郡平内町大字稻生と大字東田沢との境に設置した標柱				

	1 人		西共第 45 号共同漁業権漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次結んだ 5 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 東津軽郡平内町大字稲生と東田沢との境に設置した標柱 イ 点アから真方位 295 度 2,200 メートルの点 ウ 東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱から真方位 304 度 30 分 2,800 メートルの点 エ 東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱から真方位 0 度 30 分 2,800 メートルの点 オ 点カから真方位 36 度 2,800 メートルの点 カ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻繰崎に設置した標柱				
	1 人		西共第 45 号共同漁業権漁場のうち、次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ 3 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱 イ 点アから真方位 263 度 30 分 3,100 メートルの点 ウ 点エから真方位 286 度 30 分 2,800 メートルの点 エ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱				
	1 人		西共第 45 号共同漁業権漁場のうち、次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ 3 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻繰崎に設置した標柱 イ 点アから真方位 36 度 2,800 メートルの点 ウ 点エから真方位 33 度 30 分 3,600 メートルの点 エ 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱				
	1 人		西共第 25 号共同漁業権漁場の区域	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	西共第 25 号共同漁業権の漁業権者	令和 8 年 8 月 28 日から令和 8 年 11 月 6 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない

							(2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
なまこ・ほたてがい潜水器漁業	1 人	定めなし	西共第 37 号共同漁業権漁場の区域	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	西共第 37 号共同漁業権の漁業権者	令和 8 年 8 月 28 日から令和 8 年 9 月 18 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
あわび潜水器漁業	1 人	定めなし	西共第 25 号共同漁業権漁場の区域	11 月 1 日から 12 月 28 日まで	西共第 25 号共同漁業権の漁業権者	令和 8 年 8 月 28 日から令和 8 年 10 月 2 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 11 月 1 日から令和 8 年 12 月 28 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
	1 人		西共第 37 号共同漁業権漁場の区域	11 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで	西共第 37 号共同漁業権の漁業権者		1 許可の有効期間は、令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない